

令和 7 年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業
(埼玉県産いちごを活用した地域活性化) 業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和 7 年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業業務委託
(埼玉県産いちごを活用した地域活性化)

2 業務目的

中山間地域は、水源の涵養、良好な景観、伝統文化の伝承などの県民生活にとって重要な多面的機能を有している一方で、高齢化や過疎化の進行が課題となっており、住民活動等を通じた地域の活性化の推進が求められている。

そこで、近年マスコミ等で注目を集め、中山間地域における有力な地域資源になり得る埼玉県産いちごを活用した商品開発・販売を支援し、「いちごの産地」としての知名度の向上や誘客促進につなげることで、中山間地域の活性化を図ることを目的とする。

なお、本事業は 2 か年目に当たり、商品開発から商品販売（体験型商品の提供を含む）までの実施を要する（1 か年目の事業実施状況については別添資料を参照）。

3 対象地域

秩父地域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）

4 業務委託期間

契約日～令和 8 年 3 月 1 2 日（木）

※中山間地域ふるさと事業調査研究事業（埼玉県産いちごを活用した地域活性化）は 2 か年にわたる事業で今年度は 2 か年目で最終年にあたる。業者選定は各年度で実施。

5 委託内容

（1）業務内容

ア 地域と連携したいちご商品（体験型商品を含む）の開発

中山間地域で生産される県オリジナル品種を中心とするいちごを使用し、商品開発を行う。商品開発の方法については、以下（ア）～（カ）に例示する。

なお、複数項目の組み合わせも可能とし、1 か年目のアイデアや試作品を踏まえて検討すること。

（ア）加工品の商品開発

（イ）県内飲食店等との連携

（ウ）大手企業と連携した商品開発（食品会社、コンビニエンスストア等）

- (エ) 共通パッケージ化（既存商品等の活用も可）
- (オ) 運行地域に中山間地域を含む鉄道事業者との連携した商品開発
- (カ) 中山間地域の観光いちご園との連携した商品開発（体験型商品を含む）

イ 開発商品（体験型商品を含む）のプロモーション

イベント等の企画もしくは参加、SNSの活用等により、「いちごの産地」としての中山間地域の知名度を向上させ、県内外問わずに中山間地域への観光客等を呼びこむことに繋がる取組を行う。

ウ 開発商品（体験型商品を含む）の販売支援

- ・道の駅やECサイト等での販売を見据え、関係機関との連絡調整から販路拡大に向けた支援を実施すること。
- ・秩父地域の観光いちご園等への誘客促進に配慮すること。
- ・販売地域は秩父地域の市町村に限定することなく広く展開するよう努めること。
- ・販売の取扱いは、複数業者・店舗が望ましい。
- ・パッケージデザイン等を工夫することで販売促進を行うこと。

エ その他中山間地域の活性化に資する取組

- ・中山間地域における地域農業・農山村の活性化に向けて必要と思われる事項を実施する。なお、実施にあたっては県と適宜協議の上、決定すること。
- ・商品開発や販売にあたって、原料となるいちごの数量を確保する必要があることから、事業実施の早い段階で秩父地域の観光いちご園等と協力体制を構築すること。

（２）事業実施計画の作成

事業内容（商品完成時期、ワークショップ、PR活動等）を記載したスケジュールを作成すること（企画提案書の内容に含めること）。なお、商品開発、販売は令和7年度中に完了すること。

（３）上記（１）の実施にあたっては、商品化に向けたアイデア検討に係るワークショップ等を開催し、関係団体、生産者、地元商工業関係者等の地域住民や学生等の意見を聞き取り、中山間地域活性化の取組の持続性が期待できる内容にすること。

（４）報告書の作成

上記（１）から（４）の取組内容や意見交換などの結果を記載した報告書を提出すること。

また、報告書には令和6年度の活動状況を踏まえて、令和7年度の取組計画等を記載すること。

なお、報告書の規格は30ページ程度（カラー）の電子ファイルとし、既存の資料を参照した場合は、参考文献とその引用箇所を明示すること。

6 調査責任者の選任

受託者は契約締結後、速やかに本件調査を行うために必要な能力と経験を有する調査責任者を選任し、県の承認を得ること。

7 実施計画書及び工程表の提出

- (1) 受託者は契約締結後、速やかに実施計画書及び工程表を県に提出すること。
- (2) 受託者は、実施計画書に従って業務が進むよう進捗管理を行うとともに、工程表に基づいた実施状況を県に適宜報告すること。

8 留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 本事業の実施に起因して事故・トラブル等が発生した場合、適宜本県と情報共有等を行いつつ、受託者は誠意をもって、当該事故・トラブル等の解決に向けて必要な対応を行うこと。
- (7) 本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。
- (8) 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁記録とも委託者に提出するものとする。
- (9) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は、全て県に帰属する。また、受託者は、本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作者人格権を行使しないものとする。
- (10) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。

令和6年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業(埼玉県産いちごを活用した中山間地域活性化)
実施概要について(本事業1か年目の主な実施成果)

第1回ワークショップ 本事業概要説明会と意見交換の実施(令和6年10月15日)

参加者:秩父いちご部会会員、行政関係者(計13名)

第2回ワークショップ 生産者の課題を抽出し、試作品を検討(令和6年12月7日)

参加者:秩父いちご部会会員(観光いちご園7農家)、飲食業、IT業、製造業、デザイン業、学生等(計45名)

結果:45名を6チームに分けてWSを実施。商品開発に限らず、「いちごに係わる人を増やす」アイデアも創出。

【WSで創出した主なアイデア】

- ①いちご札所カード:品種や農家を紹介するカード ②いちご大福:観光いちご農園でのいちご大福作り体験
③すっぱいちご愛:酸味のあるいちご好きといった新しいいちごコミュニティを創出 ④いちごソース、いちご塩 等

第3回ワークショップ 秩父高校でのアイデア創出に関する出前授業の実施(令和7年1月30日)

参加者:秩父高校1年生(計175名)

結果:学生らしい自由なアイデアが多数創出。

・いちご化粧品 ・いちご×温泉コラボ ・いちごバーガー ・いちごピザ 等

★横瀬町イベントにて試作品のお披露目会の実施(令和7年3月1日、2日)

イベント来場者数:6,000人/日×2日間

出店内容:いちご札所カード、すっぱいちご愛、いちご塩、秩父高校でのアイデア張り出し